

災 害 情 報

平成16年10月1日 9:00 現在

四国地方整備局災害対策本部

問合せ先 四国地方整備局企画部

企画調査官 黒川 純一良

TEL087-851-8061 (内線6060)

台風21号の影響による被害状況 (第8報)

【主な内容】

情報提供

・松山河川国道事務所において10月1日7:00に
発信しました「国道11号新居浜市船木の災害による
通行止めの仮復旧完了・片側交互通行の開始について
(第3報)」を情報提供します。

国道11号の全面通行止めは、本日12:00より解消となります。

国道11号新居浜市船木の災害による通行止めの 仮復旧完了・片側交互通行の開始について (第3報)

- ・国道11号新居浜市船木地先で、災害による土砂崩壊による通行止めの仮復旧のため、仮設防護柵等を設置しておりましたが、仮復旧工事を午前中に完了し、

本日12:00より片側交互通行

を開始することとなりましたのでお知らせします。これにより、国道11号の全面通行止め区間は解消となります。

(国道11号小松町妙口の全面通行止めは本日午前1:00に全面開通済み)

- ・片側交互通行区間延長 約200m1箇所、約100m1箇所 (別紙位置図参照)
- ・今後、一日も早い全面開通に向け、復旧工事に鋭意取り組んで参ります。
- ・工事期間中の片側交互通行による交通規制につきまして、道路利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

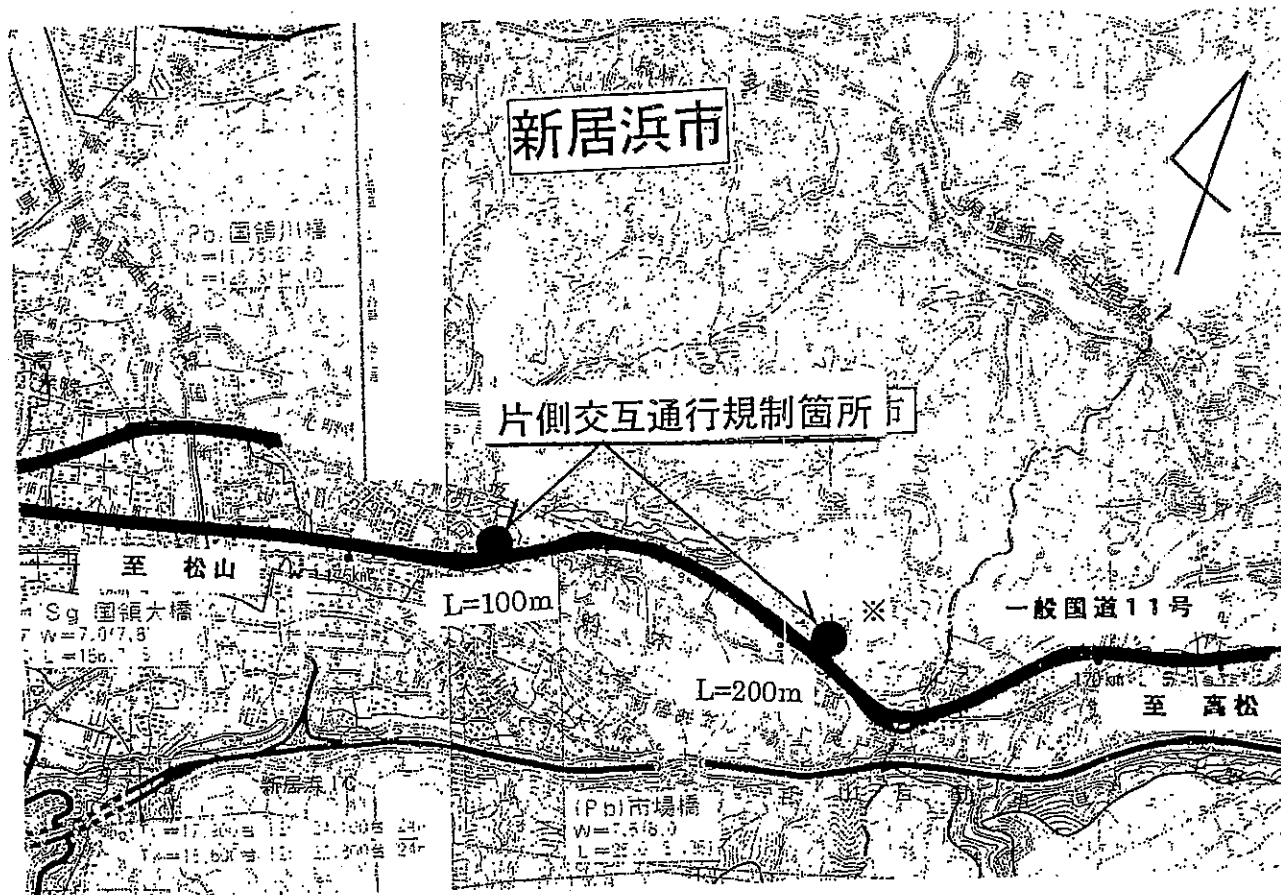
平成16年10月1日 午前7時00分
国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所

問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

TEL (089)972-0034 FAX (089)972-8117
事業対策官 ほらだ やすし 原田 康 (内線208)
道路管理第二課長 ただ 多田 ともかず 智和 (内線441)

位置図



横断面図 (※箇所)

